決議 1744 (2007) 2007 年 2 月 20 日、安全保障理事会第 5633 回会合で採択

安全保障理事会は、

ソマリア情勢に関する従前の安保理諸決議、とりわけ決議 733(1992)、決議 1356(2001)、決議 1425(2002) および決議 1725(2006)、ならびに 安保理議長による声明、とりわけ 2006年 7月 13日の声明 (S/PRST/2006/31) および 2006年 12月 22日の声明 (S/PRST/2006/59)を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一の尊重を再確認し、 暫定連邦憲章を通じたソマリアの包括的かつ永続的解決への取り組みを 繰り返し表明し、暫定連邦憲章に想定されている包括的政治プロセスを経 て広範な支持基盤を得た代表制の重要性を強調し、

事務総長特別代表であるフランソワ・フォール氏への強い支持を繰り返し表明し、

アフリカ連合、アラブ連盟および政府間開発機構によるソマリアにおける平和、安定および和解を促進する努力への賞賛を繰り返し表明し、この件における継続的関与を歓迎し、

ソマリアでの初期の安定化段階への貢献を初期の目的とした 6 カ月のソマリアへの部隊(AMISOM)をアフリカ連合が展開し、その部隊がソマリアの長期にわたる安定と紛争後の復興を支援する国連の活動に発展する旨を述べた 2007 年 1 月 19 日のアフリカ連合平和・安全保障理事会コミュニケに留意し、

アフリカ連合によるソマリアでの部隊設立の意図を歓迎し、その展開の緊急性を強調し、

エチオピアによるソマリアからの軍隊撤退の決定を歓迎し、エチオピアが既に軍隊の撤退を開始している事実に留意し、AMISOMの展開は治安の空白を埋め、全面的撤退の条件を整え、当該地域における緊急の安全保障措置を解除することを強調し、

ソマリア暫定連邦機関への支持を繰り返し表明し、ソマリア全土にわたって安定と安全を維持し提供することの重要性を強調し、本件においてソマリアの民兵組織および元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰の重要性を強調し、

ソマリア国内におけるあらゆる暴力と過激派による活動を非難し、モガディシュにおける最近の爆破事件を非難し、ソマリア国内において続く暴力に対して懸念を表明し、

ソマリア情勢を当該地域における国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成すると判断し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動し、

- 1. ソマリアにおける安定、平和および和解を確かなものするために、また、国際的な支援が可能な限り効果的になることを確保するために、暫定連邦憲章において想定されている包括的政治プロセスを経て誕生した広範な支持基盤を得た代表制の必要性を強調する。
- 2. 包括的なソマリア国内の政治プロセスを推進するための暫定連邦機関によるイニシアティブ、とりわけ政治指導者、部族指導者、宗教指導者、市民社会の代表を含むあらゆる利害関係者が参加した国民和解会議を早急に招集する意図をアフリカ連合サミットの席上において表明したアバメド大統領の声明を歓迎し、その取り組みの結果として必要なソマリアの暫定連邦憲章において想定されている地方、地域と全国レベルの民主的選挙に道を開くべく継続的かつ包括的な政治プロセスを期待し、暫定連邦政府および他の暫定連邦機関による包括的対話推進への

努力を結集させることを奨励する。

- 3. 国連事務総長に対し、アフリカ連合、アラブ連盟、政府間開発機構ともに活動しながら、暫定連邦政府ならびに国民和解会議を支援でら、進行中の包括的政治プロセスの推進を広範に支援することを要請し、本決議の採択後 60 日以内に、包括的政治プロセスを好にないて、安全保障理事とに、び和解を追及する暫定連邦政府の進捗状況にセスを妨げたり阻害したり、告することを要請し、また、平和的政治プロセスを妨げたり阻害したおける事定連邦政府を力で脅かしたり、あるいは、ソマリアおよび地域における安定を揺るがすような行為を行なおうとする者に対してとる措置を検討する意向であることを繰り返し強調する。
- 4. アフリカ連合加盟国に対し、以下の任務を履行するために必要なあらゆる措置を講じる権限をもつ部隊を6カ月間ソマリア国内に設置する権限を与えることを決定する。
- (a) 第 1、第 2、第 3 項において言及されたプロセスに関連するあらゆる人員の自由な行動、安全な移動、身柄の保護を支援することによってソマリアにおける対話と和解を支援すること。
- (b) 必要に応じて、暫定連邦機関に助力して、同機関がその政府の機能を遂行することを守り、主要な社会基盤の安全を守ること。
- (c) その能力の範囲内で、他の当事者と提携して、国家安全・安定化計画履行、とりわけ包括的なソマリア治安部隊の効果的な再構築と訓練を支援すること。
- (d) 要請があれば能力の範囲内で、人道支援の提供に必要な治安条件の整備に貢献すること。
- (e) 人員、施設、設備、装備、部隊を保護し、人員の移動の安全と自由を確保すること。
- 5. アフリカ連合加盟国に対し、ソマリアからの他のあらゆる外国の軍隊 が撤退する条件を整えるための上記の部隊に貢献することを要請する。
- 6. 決議 733 (1992) の第 5 項で課され、さらに決議 1425 (2002) の第 1、第 2 項で詳細に述べられた措置は、以下のものには適用されないことを決定する。
- (a) 上記の第4項において言及された部隊への支援、あるいは、部隊による使用を目的とした武器、軍用装備、技術訓練および支援、あるいは、
- (b) 上記第 1、第 2、第 3 項に設定された、かつ、下記の第 7 項で記述された通告受領後 5 仕事日以内に、決議 751 (1992) に基づいて設置された委員会による否定的な決定が無い場合、設定された政治的プロセスに則って、もっぱら治安部門の制度の開発を援助するために、諸国が意図している物品および技術協力
- 7. 上記の第 6 項(b)に従って物品または技術的支援を供給した国家は、決議 751 (1992) によって設置された委員会に、事前にそれぞれの場合において報告を行うことを決定する。
- 8. 加盟国に対して、AMISOM展開の成功のために、人員、そして必要であれば、サービスを提供することを要請し、かつ、加盟国が AMISOM に対して財源を提供することを奨励する。
- 9. 事務総長に対し、政治的状況および治安状況ならびにアフリカ連合の展開の後に、国連平和維持活動が継承する可能性に関する報告を行うために可及的速やかにアフリカ連合本部およびソマリアに技術評価使節団を派遣すること、ならびに、本決議採択 60 日以内に安全保障理事会に、ソマリアの平和と安全への支援を確保するための国連の活動および安定と復興に関する勧告を添えて報告することを要請する。
- 10. 武器禁輸によるソマリアの平和と安全のためになされた継続的貢献を強調し、あらゆる加盟国、とりわけ当該地域諸国に対して、その全面的遵守を要求し、武器禁輸支援において目標としている措置を通じて、その

効果を強化する方法を緊急に検討する意図を繰り返し強調する。

- 11. ソマリアの人道的状況に対して深い懸念を表明し、ソマリア国内の全ての当事者に対してソマリアにおける人道支援従事者の安全を保証するとともに、全面的かつ妨害を受けることのない人道支援へのアクセスを確保することを要求し、ソマリアにおける現在進行中の救援活動を歓迎しかつ奨励する。
- 12. AMISOM 設置に関連し、決議 1725 (2006) 第 3 項から第 7 項に含まれる措置はもはや適用されないことを決定する。
- 13. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。